



2026年2月20日

各位

会社名	シルバーエッグ・テクノロジー株式会社
代表者名	代表取締役社長 トーマス・アクイナス・フォーリー (コード番号：3961 東証グロース)
問合せ先	管理部 取締役 フォーリー 淳子 TEL. 06-6386-1931

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年1月29日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026年1月29日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年2月20日から2026年3月22日まで整理銘柄に指定された後、2026年3月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2026年1月29日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
401,450株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
2,976,935株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
2,976,942株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
7株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
28株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式会社併合により、株式会社イルグルム（以下「公開買付者」といいます。）及びトーマス・アクイナス・フォーリー氏（以下「トーマス氏」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式会社併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について当社は、本株式会社併合が、当社の株主を公開買付者のみとするを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2026年3月23日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式会社併合の効力発生日の前日である2026年3月24日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が実施した当社株式及び当社の第3回新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である770円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社イルグルム

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に係る決済に要する資金を、自己資金並びに株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定していたところ、当社は、公開買付者の自己資金については、公開買付者の残高証明書を確認すること、本銀行融資については、本銀行融資に関する融資証明書を確認し、その後公開買付者及びみずほ銀行の間で本銀行融資に係る融資契約が締結されたことを確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式会社併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式会社併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式会社併合の効力発生後、2026年4月中旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234

条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年5月中旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行ったうえで、2026年6月中旬以降を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2026年1月29日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、2026年3月25日に効力が発生する予定です。

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の規定に基づき、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第11条（基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及びトーマス氏の2名のみとなりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第11条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。なお、当該変更の効力発生が生じた場合、2026年3月に開催を予定しております定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
- (5) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及びトーマス氏の2名のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年2月20日(金)(本日)
整理銘柄指定日	2026年2月20日(金)(本日)
当社株式の最終売買日	2026年3月19日(木)(予定)
当社株式の上場廃止日	2026年3月23日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年3月25日(水)(予定)

以上